

○いわき市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例

平成13年12月26日いわき市条例第56号

改正

平成14年12月27日いわき市条例第66号

平成14年12月27日いわき市条例第81号

平成15年3月28日いわき市条例第27号

平成15年9月30日いわき市条例第44号

平成15年12月26日いわき市条例第55号

平成15年12月26日いわき市条例第56号

平成16年8月26日いわき市条例第31号

平成17年6月30日いわき市条例第45号

平成17年6月30日いわき市条例第52号

平成17年6月30日いわき市条例第53号

平成17年6月30日いわき市条例第58号

平成17年6月30日いわき市条例第68号

平成17年6月30日いわき市条例第70号

平成17年6月30日いわき市条例第74号

平成17年6月30日いわき市条例第78号

平成17年6月30日いわき市条例第79号

平成17年6月30日いわき市条例第80号

平成17年6月30日いわき市条例第82号

平成17年6月30日いわき市条例第83号

平成17年6月30日いわき市条例第84号

平成17年6月30日いわき市条例第85号

平成18年6月28日いわき市条例第33号

平成18年6月28日いわき市条例第35号

平成19年3月28日いわき市条例第3号

平成19年3月28日いわき市条例第17号

平成20年12月26日いわき市条例第60号

平成20年12月26日いわき市条例第72号

平成20年12月26日いわき市条例第73号

平成21年6月30日いわき市条例第27号

平成21年12月25日いわき市条例第54号

平成27年9月18日いわき市条例第57号

平成27年9月18日いわき市条例第59号

平成27年12月28日いわき市条例第72号

平成28年12月22日いわき市条例第65号

平成29年12月28日いわき市条例第67号

令和4年9月22日いわき市条例第23号

いわき市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、障害者、高齢者及び児童生徒等が公の施設を利用する場合の使用料を減免することにより、障害者、高齢者及び児童生徒等の公の施設の利用の増進を図り、もって障害者及び高齢者の社会参加の促進、健康の維持及び生きがいの創出並びに児童生徒等の学習活動の充実に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 次に掲げる者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者

イ 厚生労働大臣の定めるところにより交付を受けた療育手帳に知的障害がある者として記載されている者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(2) 高齢者 市の区域内に住所を有する65歳以上の者をいう。

(3) 児童生徒等 学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園又は専修学校（高等課程に限る。）をいう。以下同じ。）に在学する幼児、児童若しくは生徒又は保育所に在在する児童をいう。

(障害者の使用料の免除)

第3条 障害者が別表第1の左欄に掲げる公の施設を利用するときは、当該公の施設に係る条例の規

定にかかわらず、当該障害者及び当該障害者のうち次に掲げる者の介護のため現に同伴する者（その者が2人以上いるときは、1人に限る。以下この項において「介護者」という。）に係る同表の右欄に掲げる使用料を免除する。ただし、当該公の施設の利用が専用使用（一部専用使用を含む。第5条第3項において同じ。）の場合においては、当該公の施設を利用する者（介護者を除く。）の半数以上が障害者であるときに限り、当該使用料を免除する。

- (1) 前条第1号アの身体障害者手帳に第1種身体障害者である旨の記載のある者
- (2) 前条第1号イの療育手帳に記載されている障害の程度の表示がAである者
- (3) 前条第1号ウの精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級である者

2 前項の規定にかかわらず、入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業、営利その他これに類する目的をもって催しを行う場合には、同項の使用料は、免除しない。

（高齢者の使用料の免除）

第4条 高齢者が別表第2の左欄に掲げる公の施設を利用するときは、当該公の施設に係る条例の規定にかかわらず、当該高齢者に係る同表の右欄に掲げる使用料を免除する。

（児童生徒等の使用料の減免）

第5条 児童生徒等が別表第2から別表第5までの表の左欄に掲げる公の施設を利用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該公の施設に係る条例の規定にかかわらず、当該各号に定める率により、当該児童生徒等及び当該児童生徒等の指導のため現に同伴する者に係る別表第2から別表第5までの表の右欄に掲げる使用料を減免する。この場合において、算出した減免額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (1) 市の区域内に存する学校又は保育所に在学又は在所する児童生徒等が、学校の教育活動又は保育所の保育活動（以下「教育活動等」という。）において利用する場合（学校の教育活動のうち教育課程に準ずるものの練習のため別表第4の左欄及び別表第5の左欄に掲げる公の施設を利用する場合を除く。） 100分の100
- (2) 児童生徒等が、市の共催する行事で、教育活動等において利用する場合（前号に該当する場合を除く。） 100分の100
- (3) 児童生徒等が、市の後援する行事で、教育活動等において利用する場合（第1号に該当する場合を除く。） 100分の75
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずるものとして市長が認めた場合 100分の50

2 児童生徒等（市の区域内に住所を有するもの及び市の区域内に存する学校に在学するものに限る。）が別表第2の左欄に掲げる公の施設を土曜日又は日曜日に利用する場合は、当該公の施設に

係る条例の規定にかかわらず、当該児童生徒等に係る同表の右欄に掲げる使用料を免除する。

- 3 児童生徒等（市の区域内に住所を有するもの及び市の区域内に存する学校又は保育所に在学又は
在在するものに限る。）が別表第5の左欄に掲げる公の施設を土曜日に利用する場合（専用使用の
場合を除く。）は、当該公の施設に係る条例の規定にかかわらず、当該児童生徒等に係る同表の右
欄に掲げる使用料を免除する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は営業、営利その
他これに類する目的をもって催しを行う場合には、同項の使用料は、減免しない。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、いわき市生涯学習プラザの使用料の減免
に係る第3条及び第5条の規定は、市長が規則で定める日から施行する。

（施行日前の特例）

- 2 この条例の規定の円滑な実施を確保するため、市長は、この条例の施行により公の施設の使用料
が減免されるものがこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に施行日以後の当該公の施
設の利用の許可を受けたときは、施行日前においてもその使用料を減免するものとする。この場合
において、市長は、当該公の施設に係る条例の規定に基づき既に納付されている使用料については、
当該公の施設に係る条例の規定にかかわらず、その全部又は一部を返還するものとする。

（いわき市市民会館条例の一部改正）

- 3 いわき市市民会館条例（昭和42年いわき市条例第23号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（いわき市立美術館条例の一部改正）

- 4 いわき市立美術館条例（昭和58年いわき市条例第58号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（いわき市コミュニティセンター条例の一部改正）

- 5 いわき市コミュニティセンター条例（昭和59年いわき市条例第52号）の一部を次のように改正す
る。

（次のよう略）

附 則（平成14年12月27日いわき市条例第66号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年12月27日いわき市条例第81号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、(中略)附則第4項の規定は、同月12日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日いわき市条例第27号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月10日から施行する。

附 則 (平成15年9月30日いわき市条例第44号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年11月1日から施行する。

附 則 (平成15年12月26日いわき市条例第55号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成15年12月26日いわき市条例第56号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成16年8月26日いわき市条例第31号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において市長が規則で定める日から施行する。

附 則 (平成17年6月30日いわき市条例第45号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成17年6月30日いわき市条例第52号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成17年6月30日いわき市条例第53号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成17年6月30日いわき市条例第58号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成17年6月30日いわき市条例第68号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成17年6月30日いわき市条例第70号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成17年6月30日いわき市条例第74号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成17年6月30日いわき市条例第78号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成17年6月30日いわき市条例第79号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成17年6月30日いわき市条例第80号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成17年6月30日いわき市条例第82号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成17年6月30日いわき市条例第83号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成17年6月30日いわき市条例第84号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成17年6月30日いわき市条例第85号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成18年6月28日いわき市条例第33号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成18年6月28日いわき市条例第35号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成19年3月28日いわき市条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月8日から施行する。（後略）

附 則（平成19年3月28日いわき市条例第17号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日いわき市条例第60号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日いわき市条例第72号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日いわき市条例第73号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月30日いわき市条例第27号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月25日いわき市条例第54号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月18日いわき市条例第57号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成27年9月18日いわき市条例第59号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第5条第1項、別表第2総合体育館の項第1号、同表地域体育館 地区体育館 弓道場(いわき弓道場を除く。)の項第1号及び同号ただし書、別表第4 1 総合体育館使用料 (1) 大体育館の専用使用又は一部専用使用の場合の表備考第1項、別表第4 1 総合体育館使用料 (2) 小体育館の専用使用又は一部専用使用の場合の表備考第1項及び別表第4 1 総合体育館使用料 (3) 柔道場及び剣道場の専用使用又は一部専用使用の場合の表備考第1項、別表第5 1 地域体育館使用料 (1) 体育館の専用使用又は一部専用使用の場合の表備考第1項及び別表第5 1 地域体育館使用料 (2) 練習場の専用使用の場合の表備考第1項、別表第6 1 地区体育館使用料 (1) 体育館の専用使用又は一部専用使用の場合の表備考第1項、別表第9 1 野球場使用料の表備考第2項並びに別表第10 1 多目的スタジアム使用料の表備考第2項の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1多目的スタジアムの項の次に次のように加える改正規定、別表第3陸上競技場 テニスコート 野球場 多目的スタジアムの項の改正規定及び同表市民運動場の項を削る改正規定、別表第10の次に2表を加える改正規定並びに別表第14の改正規定(「いわき市南部スタジアム」を「いわき市南部スタジアム いわき市新舞子フットボール場 いわき市新舞子多目的運動場」に改める部分に限る。)並びに附則第5項の規定 教育委員会が規則で定める日

附 則 (平成27年12月28日いわき市条例第72号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、市長が規則で定める日から施行する。

附 則 (平成28年12月22日いわき市条例第65号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月28日いわき市条例第67号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 22 日いわき市条例第 23 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、市長が規則で定める日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

公の施設	使用料
公立学校	いわき市公立学校運動場照明設備使用料条例（昭和 60 年いわき市条例第 1 号）第 2 条に規定する使用料
いわき市生涯学習プラザ	いわき市生涯学習プラザ条例（平成 13 年いわき市条例第 57 号）第 8 条第 1 項に規定する使用料
公民館	いわき市公民館条例（昭和 41 年いわき市条例第 41 号）第 6 条第 1 項に規定する使用料
いわき市立草野心平記念文学館	いわき市草野心平記念館条例（平成 10 年いわき市条例第 3 号）第 6 条に規定する観覧料
いわき市暮らしの伝承郷	いわき市暮らしの伝承郷条例（平成 11 年いわき市条例第 2 号）第 8 条第 1 項に規定する使用料及び同条第 3 項に規定する観覧料
いわき市立美術館	いわき市立美術館条例（昭和 58 年いわき市条例第 58 号）第 4 条第 1 項本文及び第 2 項に規定する観覧料
いわき市文化センター	いわき市文化センター条例（昭和 51 年いわき市条例第 28 号）第 5 条第 1 項本文に規定する使用料及び同条第 2 項に規定する観覧料
いわき市アンモナイトセンター	いわき市アンモナイトセンター条例（平成 4 年いわき市条例第 34 号）第 6 条に規定する入館料
体育施設	いわき市体育施設条例（昭和 56 年いわき市条例第 54 号）第 7 条第 1 項に規定する使用料
いわき市こども元気センター	いわき市こども元気センター条例（平成 27 年いわき市条例第 57 号）第 8 条第 1 項に規定する使用料
いわき市地域交流センター三和ふれあい館	いわき市地域交流センター三和ふれあい館条例（平成 9 年いわき市条例第 2 号）第 10 条に規定する使用料

いわき市地域交流センター田人ふれあい館	いわき市地域交流センター田人ふれあい館条例（平成16年いわき市条例第31号）第6条本文に規定する使用料
いわき市地域防災交流センター久之浜・大久ふれあい館	いわき市地域防災交流センター久之浜・大久ふれあい館条例（平成27年いわき市条例第72号）第6条本文に規定する使用料
いわき市小川地域活性化センター	いわき市小川地域活性化センター条例（令和4年いわき市条例第23号）第5条本文に規定する使用料
いわき芸術文化交流館	いわき市いわき芸術文化交流館条例（平成19年いわき市条例第3号）第10条第1項に規定する使用料
市民会館	いわき市市民会館条例（昭和42年いわき市条例第23号）第8条本文に規定する使用料
いわき市内郷コミュニティセンター	いわき市コミュニティセンター条例（昭和59年いわき市条例第52号）第7条第1項に規定する使用料
いわき市健康増進研修施設	いわき市健康増進研修施設条例（平成14年いわき市条例第66号）第5条第1項に規定する使用料
いわき市労働福祉会館	いわき市労働福祉会館条例（昭和55年いわき市条例第29号）第7条に規定する使用料
いわき市フラワーセンター	いわき市フラワーセンター条例（昭和50年いわき市条例第26号）第8条に規定する使用料のうち、フラワーライフ館の展示室及び研修室の使用料
小名浜港運動施設	いわき市小名浜港運動施設管理条例（昭和61年いわき市条例第3号）第5条に規定する使用料
21世紀の森公園	いわき市都市公園条例（昭和44年いわき市条例第80号）第10条第1項に規定する使用料のうち、次に掲げる施設の使用料 (1) いわきグリーンスタジアム (2) いわきグリーンフィールド (3) 多目的広場 (4) テニスコート (5) 屋内多目的広場
いわき市石炭・化石館	いわき市石炭・化石館条例（昭和59年いわき市条例第51号）第

	6条に規定する観覧料
いわき市勿来関文学歴史館	いわき市勿来関文学歴史館条例(昭和63年いわき市条例第5号) 第6条に規定する観覧料

別表第2 (第4条、第5条関係)

公の施設	使用料
いわき市立草野心平記念文学館	いわき市草野心平記念館条例第6条に規定する観覧料
いわき市暮らしの伝承郷	いわき市暮らしの伝承郷条例第8条第3項に規定する観覧料
いわき市立美術館	いわき市立美術館条例第4条第1項本文及び第2項に規定する観覧料
いわき市文化センター	いわき市文化センター条例第5条第2項に規定する観覧料
いわき市アンモナイトセンター	いわき市アンモナイトセンター条例第6条に規定する入館料
いわき市石炭・化石館	いわき市石炭・化石館条例第6条に規定する観覧料
いわき市勿来関文学歴史館	いわき市勿来関文学歴史館条例第6条に規定する観覧料

別表第3 (第5条関係)

公の施設	使用料
いわき市生涯学習プラザ	いわき市生涯学習プラザ条例第8条第1項に規定する使用料
公民館	いわき市公民館条例第6条第1項に規定する使用料
いわき市暮らしの伝承郷	いわき市暮らしの伝承郷条例第8条第1項に規定する使用料
いわき市文化センター	いわき市文化センター条例第5条第1項本文に規定する使用料
いわき市地域交流センター三和ふれあい館	いわき市地域交流センター三和ふれあい館条例第10条に規定する使用料
いわき市地域交流センター田人ふれあい館	いわき市地域交流センター田人ふれあい館条例第6条本文に規定する使用料
いわき市地域防災交流センター久之浜・大久ふれあい館	いわき市地域防災交流センター久之浜・大久ふれあい館条例第6条本文に規定する使用料
いわき市小川地域活性化センター	いわき市小川地域活性化センター条例第5条本文に規定する使用料
市民会館	いわき市市民会館条例第8条本文に規定する使用料
いわき市内郷コミュニティセンター	いわき市コミュニティセンター条例第7条第1項に規定する使

ー	用料のうち、集会施設の使用料
いわき市健康増進研修施設	いわき市健康増進研修施設条例第5条第1項に規定する使用料
いわき市労働福祉会館	いわき市労働福祉会館条例第7条に規定する使用料
いわきサン・アビリティーズ	いわき市いわきサン・アビリティーズ条例（平成15年いわき市条例第56号）第7条に規定する使用料のうち、次に掲げる施設の使用料 (1) 視聴覚音楽室 (2) 研修室 (3) 会議室兼相談室 (4) 教養文化室
いわき市フラワーセンター	いわき市フラワーセンター条例第8条に規定する使用料のうち、フラワーライフ館の展示室及び研修室の使用料

別表第4（第5条関係）

公の施設	使用料
公立学校	いわき市公立学校運動場照明設備使用料条例第2条に規定する使用料
体育施設	いわき市体育施設条例第7条第1項に規定する使用料のうち、次に掲げる施設の使用料 (1) 野球場 (2) 多目的スタジアム (3) フットボール場 (4) 多目的運動場 (5) 市民運動場夜間照明設備
いわき市こども元気センター	いわき市こども元気センター条例第8条第1項に規定する使用料
いわきサン・アビリティーズ	いわき市いわきサン・アビリティーズ条例第7条に規定する使用料のうち、次に掲げる施設の使用料 (1) 体育館 (2) トレーニング室

21世紀の森公園	いわき市都市公園条例第10条第1項に規定する使用料のうち、次に掲げる施設の使用料 (1) いわきグリーンスタジアム (2) いわきグリーンフィールド (3) 多目的広場 (4) テニスコート (5) 屋内多目的広場
----------	--

別表第5 (第5条関係)

公の施設	使用料
体育施設	いわき市体育施設条例第7条第1項に規定する使用料のうち、次に掲げる施設の使用料 (1) 総合体育館 (2) 地域体育館 (3) 地区体育館 (4) 陸上競技場 (5) テニスコート (6) 弓道場 (7) 市民プール
いわき市内郷コミュニティセンター	いわき市コミュニティセンター条例第7条第1項に規定する使用料のうち、体育施設の使用料
小名浜港運動施設	いわき市小名浜港運動施設管理条例第5条に規定する使用料